

国庫補助事業事務費の不適正経理に係る補助金返還等の
専決補正予算について

1 農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費（平成15～19年度）について、補助金の不適正経理が判明し、国から補助金適正化法に基づく補助金の交付決定の一部取消し、補助金返還命令及び加算金の付加がなされることから、国に補助金の返還及び加算金を納付するとともに、市町等負担金分について関係市町等に返還する必要があるため、関連予算の専決処分を行うものである。

2 予算の内容及び規模

国庫補助事業等事務費返還金 94,739千円
(単位：千円)

区 分	金 額	返還及び納付先	
		国	関係市町等
農林水産部 国庫補助事業等事務費返還金	51,617	45,742	5,875
補助金返還額	37,718	31,843	5,875
加算金（10.95%）	13,899	13,899	
土木部 国庫補助事業等事務費返還金	43,122	41,038	2,084
補助金返還額	30,244	28,160	2,084
加算金（10.95%）	12,878	12,878	
合 計	94,739	86,780	7,959
補助金返還額	67,962	60,003	7,959
加算金（10.95%）	26,777	26,777	

3 歳入歳出の款別内訳

平成21年度2月専決補正予算 94,739千円
 歳 入 繰入金（財政基盤強化積立金繰入金）
 歳 出 農林水産業費、土木費

4 議 案 （2月議会上程）

専決処分の承認について（平成21年度愛媛県一般会計補正予算（第5号））

5 専決処分日 2月10日（水）